新北九州空港駐車場整備等事業

募集要項

平成17年1月31日

大阪航空局

目 次

1	. 募集要項の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	. 対象事業の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1)公表日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)契約担当官等····································
	(3)担当部局····································
	(4)事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(5)土地の使用等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(6)事業に必要と想定される根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(7)事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	. 事業者の選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	. 応募に関する条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1)応募者の備えるべき参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2) 心券に関9 る留息事頃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	. 事業者の選定手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1)提案書類提出の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(2)事業者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	. 事業契約に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・11
	(1)契約手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
	(2)事業契約の締結・・・・・・・・・11
	(3)構内営業の承認・・・・・・・・・11
	(4)選定事業者の権利義務等に関する制限・・・・・・・・・・・・・・・11
	(5) 当局と選定事業者の責任分担・・・・・・・11
	(6)法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項・・・・・・12
	(7)事業者が付保する保険・・・・・・・・・・・・・・・・12
	(8)本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約
	を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無・・・・・・・・12
7	. 事業実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	(1)誠実な業務遂行事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	(2)事業期間中の事業者と当局の関わり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3)業務内容・・・・・・・・・・・13
	(4) 当局によるモニタリング・・・・・・・・・13
	(5)日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

8	. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	.5
	(1)事業の終了	.5
	(2)情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	.5
	(3)事業契約に違反した場合等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(4)特定事業の選定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.5
9	. 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	5
	(1)参加・資格要件審査に係る提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2)提案書類に係る提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	0 . 付属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	6
	資料 1 要求水準書	
	資料 2 事業者選定基準	
	資料3 事業契約書(案)	
	資料4 様式集	

1.募集要項の定義

この募集要項(以下「本件募集要項」という。)は、大阪航空局(以下「当局」という。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「PFI 法」という。)に基づき、特定事業として選定した「新北九州空港駐車場整備等事業」(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を募集及び選定するにあたり、応募者を対象に交付するものである。事業の基本的な考え方については、平成 16 年 12 月 17 日に公表した実施方針(添付資料を含む。以下「実施方針等」という。)と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する質問・回答及び意見・提案を反映している。したがって、応募者は本件募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な提案書類を提出することとする。

また、別添「新北九州空港駐車場整備等事業 要求水準書」(以下「要求水準書」という。)「新北九州空港駐車場整備等事業 事業者選定基準」(以下「事業者選定基準」という。)「新北九州空港駐車場整備等事業 事業契約書(案)」(以下「事業契約書(案)」という。)及び「新北九州空港駐車場整備等事業 様式集」(以下「様式集」という。)は、本件募集要項と一体のもの(以下「募集要項等」という。)である。

なお、募集要項等と実施方針等及び実施方針に関する質問・回答に相違のある場合は、 募集要項等の規定内容を優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項につい ては、実施方針に関する質問・回答及び募集要項等に関する質問・回答によることとする。

2.対象事業の概要等

(1)公表日

平成 17 年 1 月 31 日

(2)契約担当官

契約担当官

大阪航空局長 茨木 康男

(3)担当部局

大阪航空局飛行場部管理課業務係

〒 540-8559

大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎 4号館

電話 06-6949-6211

ファックス 06-6949-6218

メールアドレス sinkita-pfi@ocab.mlit.go.jp

ホームページ http://www.ocab.mlit.go.jp/news/hotnews/hotnews.htm

(4)事業内容

1)事業名称

新北九州空港駐車場整備等事業

2)公共施設等の種類

平面駐車場

3)事業場所

福岡県北九州市小倉南区空港北町 新北九州空港(以下「本空港」という。)内

4)事業期間

契約締結日から平成33年3月まで

5)事業概要

本事業は、PFI 法に基づき、選定事業者が当該施設を設計、建設し、事業期間が終了するまでの期間施設を所有し、運営及び維持管理務を遂行した後、公共施設の管理者等である当局に所有権を無償で移転する方式(BOT(Build, Operate and Transfer))により実施する。

本事業は、選定事業者が負担する施設の設計、建設、運営、維持管理及び関連業務に係る費用を駐車料金により賄うものであり、当局は、本事業に係る費用の一切を負担するものではない。

6)公共施設等の立地条件及び規模

立地に関する事項

項目		概要	
事業計画地	福岡県北九州市	小倉南区空港北町	
全体敷地面積	約 51,100 ㎡		
事業実施敷地面積	周回道路内側駐車場 / 約 50,000 ㎡		
	身体障害者専用駐車場 / 約 1,100 m²		
敷地前面道路	北(入口)側	市道/2車線	
	東(出口)側	市道/2車線	
用途地域	指定なし		
高度地区	指定なし		
防火・準防火	指定なし		
その他地域地区	都市計画区域内	市街化調整区域	
建ぺい率	60 %		
容積率	200 %		

施設に関する事項

施設の概要は以下のとおりである。詳細は要求水準書を参照のこと。

項 目	概 要
駐車場の形式	平面駐車場
駐車台数	周回道路内側駐車場/普通自動車 1,483 台以上
	身体障害者専用駐車場/普通自動車 17 台以上
舗装の種類	アスファルト舗装

7)事業の範囲

施設の設計

- ・事前調査(地質調査を含む)及びその関連業務
- ・施設及びこれに附帯する工作物に係る設計(基本設計、実施設計)
- ・建設工事に伴い必要となる関連手続き(各種申請業務等) 施設の建設
- ・施設及びこれに附帯する工作物に係る建設
- ・施設運用開始に必要な各種手続き(各種申請業務等) 施設の運営
- ・自動車保管業務
- ・駐車料金徴収業務
- ・安全管理業務 施設の維持管理
- ・施設・設備保守管理業務
- ・清掃業務
- ・廃棄物処理業務

その他これらを実施する上で必要な関連業務

8)駐車料金について

駐車料金の設定

- ・応募者が提案する駐車料金をもって、事業契約書における駐車料金とする。
- ・事業者は、事業契約書における駐車料金を上限とし、その範囲内で駐車料金を設定し事業を運営するものとする。この場合、駐車料金は、周辺の公的駐車場等と同水準もしくはそれ以下の水準で設定するものとする。
- ・料金の上限の設定に当たっては、空港管理規則(昭和27年7月3日運輸省令第44号 以下「空港管理規則」という。)第16条の規定に基づく当局の承認を受けなければならない。
- ・応募者の提案により、空港の特性に応じた課金システムとする。
- ・一般車料金の設定に当たっては、公共の福祉の観点から身体障害者割引料金を設定し、その料金の割引率は一般車料金の50%とする。

駐車料金の変更

- ・事業契約書における駐車料金を上限とし、その範囲内で駐車料金を変更しようとするときは、空港事務所を経由して当局に届け出なければならない。また、駐車料金の上限の値下げについても同様である。
- ・社会情勢の変化等により事業契約書における駐車料金、すなわち上限料金の値上 げが必要となった場合、事業契約書における駐車料金の上限を変更することがで きる。
- ・駐車料金の上限の値上げに当たっては、事前に当局に変更承認申請し空港管理規 則第 16 条の規定に基づく当局の承認を受けなければならない。

9)附帯事業について

事業者は、空港施設としての設置目的を損なわない範囲で、本施設利用者に対するサービス提供の一環として、前記7)の業務とは別に以下の附帯事業を実施することができる。なお、附帯事業を実施しようとするときは、空港管理規則第 12 条の規定に基づき、当局の承認を得なければならない。

- ・物販:自動販売機によるものに限る。ただし、アルコール及び煙草の販売は認めない。
- ・広告・宣伝:屋外広告については、空港管理規則の運用により、公共的団体が広告主となるものであって、所管省庁によりその公共性を確認されたものなど、限られた場合を除き実施できない。

なお、駐車場のチケットを利用した広告については、公序良俗に 反しない限り実施できる。

(5) 土地の使用等について

本件事業に伴う土地の使用等については次のとおりである。

- ・当局は、本件施設敷地として、行政財産である土地を有償使用させることとする。
- ・上記の使用の場合、当局と事業者は、賃貸借契約を締結することとする。
- ・本件施設敷地の貸付料は、平成 16 年度空港内土地貸付事例では 1,110 円 / ㎡となっていますので、収入算定に当たっては、これを参考として算定して下さい。なお、

この貸付料は、実際の貸付に当たっては変更があります。

・事業者が、本件施設敷地外の国有地を資材置場等として使用するときは、別途、有 償で貸し付ける。

(6)事業に必要と想定される根拠法令等

本業務の実施に当たっては、提案内容に応じて下記の関係法令を遵守する。

- ・航空法
- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・駐車場法
- ・道路法
- ・道路交通法
- ・高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)
- ・消防法
- ・財政法
- ・会計法
- ・国有財産法
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- •空港管理規則
- ・福岡県福祉のまちづくり条例
- ・その他関連法令、条例等

(7)事業スケジュール

次のスケジュールで本事業を行う。

なお、駐車場の運営(供用)は、新北九州空港供用開始期日以前(新北九州空港供用開始期日は、航空法第46条の規定に基づき告示される(官報掲載)。)から開始するものとする。

スケジュール(予定)	内 容
平成 17 年 1 月 31 日	募集要項の公表
平成 17 年 1 月 31 日~2月 14 日	募集要項に関する質問の受付
平成 17 年 2 月 25 日	募集要項に関する質問・回答の公表
平成 17 年 3 月 17 日~ 3 月 31 日	応募書類の受付
平成 17 年 4 月	選定事業者の選定及び公表
平成 17 年 5 月	事業契約の締結
平成 17 年 6 月 ~ 平成 18 年 1 月	設計・建設期間
平成 18 年 3 月 ~ 平成 33 年 3 月	運営・維持管理期間

3. 事業者の選定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、本事業を実施する事業者の選定に当たっては、事業運営能力、建設・維持管理能力等その他の条件により選定を行う。

事業者の選定は、三段階により実施し、第一段階は資格要件等に関する審査(1次審査) 第二段階は料金設定に関する審査(2次審査)第三段階は事業計画等に関する審査(3次 審査)を行う。

4.応募に関する条件等

(1)応募者の備えるべき参加資格

1)応募者の参加要件

応募者は単独企業とし、以下の要件を満たすこと。

予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続きの開始の申立をしていない者であること。

参加資格確認に必要な書類の提出期限から民間事業者の選定が終了するまでの期間に、当局から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成8年3月27日付け空経第253号)に基づく指名停止を受けていないこと。

駐車場法(昭和32年5月16日法律第106号)及び空港管理規則の規定に違反し、または駐車場法及び空港管理規則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、または指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。

空港管理規則に基づく構内営業承認を受けていた者で、空港管理規則第 26 条の規定により承認の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。

暴力団関係者またはその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者でないこと。 大阪航空局駐車場営業者評価選定審査会(以下「審査会」という。)の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

2)応募者の資格要件

応募者は、以下の要件を満たすこと。

平成 13 年 12 月 17 日以前より現在まで継続して、1 駐車場につき収容台数 100 台以上の有料駐車場を管理又は経営した実績があること。

なお、選定事業者については、事業契約締結前までに上記要件を欠くような事態が 生じた場合には、失格とする。

(2)応募に関する留意事項

1)使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2)募集要項の承諾

応募者は、応募書類等の提出をもって、本件募集要項の記載内容を承諾したものと する。

3)費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

4)契約保証金

本事業に係る契約保証金は免除する。

ただし、選定事業者は、建設工事の履行を確保するため、建設工事に係る請負契約締結の日から本施設の建設期間中、建設工事に相当する金額の 100 分の 10 以上について、当局又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証書を契約担当官大阪航空局長に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする保険金請求権に、選定事業者の負担により、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を契約担当官大阪航空局長のために設定するものとする。

5)提案書類の取扱い

著作権

応募者から提出された提案書類の著作権は、応募者に帰属する。

また、応募者から提出された資料は、事業者の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。

なお、提案書類は応募者に返却しない。

特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

6) 当局からの提示資料の取扱い

当局が提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

7)応募者の複数提案の禁止

応募者は、1 つの提案しか行うことはできない。

8)提案書類の変更等の禁止

提案書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

9)虚偽の記載をした場合

応募者が提案書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とする。

10)事業計画地の見学会

事業計画地の見学希望があれば、日程を調整し事業計画地を案内する用意がある。この場合、1社2名以内で希望者をまとめ1回に限り案内する。なお、参加者は、駐車場業を運営していることを証する資料(ホームページ、パンフレット、会社概要)を提供・提出することを条件とする。見学会は2月8日(火)又は9日(水)を予定している。

申込みは、様式集の(様式 1)に記入の上、以下の申込み先まで、電子メール又はファックスにより行うものとし、申込み期限は平成 17 年 2 月 4 日(金)午後 5 時までとする。

事業計画地見学会の申込先:

大阪航空局飛行場部管理課

メールアドレス sinkita-pfi@ocab.mlit.go.jp

ファックス 06-6949-6218

5 . 事業者の選定手続き

(1)提案書類提出の手続き

提案書類提出に関する手続きは以下のとおりである。

1)募集要項に関する質問の受付及び回答

本件募集要項の内容に関して質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出するものとする。

受付期間 平成 17 年 1 月 31 日 (月) から平成 17 年 2 月 14 日 (月) 午後 5 時まで。

提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、様式集の(様式 2)に記入の上、大阪 航空局飛行場部管理課業務係(2(3)参照)まで、電子メールで ファイル添付により提出する。

メールアドレス sinkita-pfi@ocab.mlit.go.jp

回答の公表 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると当局が認めるものを除き公表する。

質問への回答日 平成17年2月25日(金)

質問への回答場所 大阪航空局のホームページにおいて公表し、当局飛行場部管理課及び当局北九州空港事務所管理課において閲覧に供する。

大阪航空局ホームページ

http://www.ocab.mlit.go.jp/news/hotnews/hotnews.htm

2)提案書類の提出

応募者は事業者選定基準に基づく審査に必要な書類を以下の要領にて提出する。提案書類は、持参又は郵送することとし、電送による提出は認めない。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」とする。

提出期間 平成 17年3月17日(木)から平成17年3月31日(木)までの土

曜日、日曜日及び祝休日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。

提出場所 大阪航空局飛行場部管理課業務係(2(3)参照のこと。)

3)提案内容に関するヒアリング等の実施

応募者に対し、必要に応じて当該提案の内容に関するヒアリング等を実施することがある。これに該当する場合には、後日、実施時期及び開催場所を連絡する。

4)優先交渉権者の選定

別添事業者選定基準に基づき、応募内容を5(2)2)の審査会が審査し最優秀提案及びこれに次ぐ優秀提案を選定する。当局は、審査会による審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行うものとする。

5)選定結果の通知及び公表

選定結果は、優先交渉権者の選定後、速やかに応募者に文書にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。また、選定結果は、審査会による審査結果とあわせて大阪航空局のホームページ掲載することにより公表する。

大阪航空局ホームページ

http://www.ocab.mlit.go.jp/news/hotnews/hotnews.htm

6)参加の辞退

提案書類を提出した応募者で、事業への参加を辞退するときには、参加辞退届(様式集・様式 23)を大阪航空局飛行場部管理課業務係(2(3)参照のこと。)に提出する。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」とする。

(2)事業者の選定

1)事業者の選定方法

本事業の事業者の選定は、応募資格等の確認を行った後、各応募者の料金設定について事業者選定基準に基づき順位付けを行い、順位1位の者につき、事業計画、資金計画、事業収支が適切か審査し、適切であった者を優先交渉権者として選定する方式により行う。

2)審査会の設置

審査に際しては、学識経験者及び当局職員で構成する審査会を設置する。審査会は、 募集要項、事業者選定基準の審査及び優先交渉権者の選定を行う。

審査会は、会長以下、下記の委員で構成する。

なお、審査会の審査は非公開とする。

	氏 名	所属等	
会 長	吉川 和広	京都大学名誉教授	
委 員	茨木 康男	国土交通省大阪航空局長	
	薮野 眞	国土交通省大阪航空局次長	
	四戸美津夫	国土交通省大阪航空局総務部長	
	松本 清次	国土交通省大阪航空局飛行場部長	

3)審査の方法

別添事業者選定基準に従って、審査会等にて応募書類の審査を行う。参加・資格要件、料金設定及び事業計画等を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

4)審查項目等

審査項目は以下のとおりであるが、具体的な内容は事業者選定基準による。

第一次審查

第一次審査では、下記項目について、応募者の応募内容が当局の要求する最低限の要件を全て満たしていることを確認する。

(ア)参加・資格要件に関する事項

(イ)駐車場施設に関する基本的事項

第二次審查

第二次審査では、下記項目について審査し、得点化することにより、順位付けを 行う。

なお、審査の過程においてヒアリング等を実施することがある。

(ア)料金設定に関する事項

第三次審查

第三次審査では、審査会において、上記 において順位1位及び2位の提案の下 記項目について、当局の要求する最低限の要件を全て満たしていることを確認し、 確認ができれば最優秀提案及びこれに次ぐ優秀提案として選定する。

なお、審査の過程においてヒアリング等を実施することがある。

(ア)事業計画等に関する事項

5)審査会事務局

審査会の事務局は、大阪航空局飛行場部管理課(2(3)参照のこと。)とする。

6. 事業契約に関する事項

(1)契約手続き

- 1)優先交渉権者と当局は、事業に関する事業契約を締結する。なお、この契約において、提案料金は変更できない。
- 2)優先交渉権者が事業契約を締結しない場合は、当局は、次点交渉権者を改めて優先交渉権者として選定し、協議を行う。

(2)事業契約の締結

当局は、優先交渉権者と契約に関する協議を行う。優先交渉権者は、速やかに、当局を相手方として別添事業契約書(案)により事業契約を締結しなければならない。事業契約書において、事業者が遂行すべき設計業務、建設業務、運営業務及び維持管理業務に関する業務内容等を定める。

事業契約締結に係る印紙代等の諸費用は、優先交渉権者(事業者)の負担とする。

(3)構内営業の承認

事業者は、本事業を実施するため事業契約書を締結するほか、新北九州空港において 駐車場事業を営業するため、当局から空港管理規則第 12 条の規定に基づく構内営業に ついて承認を受けなければならない。また、駐車場事業の営業にあわせ附帯事業を営業 する場合も同様とする。

(4)選定事業者の権利義務等に関する制限

1)選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

当局の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務 を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

2)債権の譲渡

選定事業者が、当局に対して有する新北九州空港駐車場施設の設計、建設、運営及び維持管理の各業務等、本事業実施に係る債権は、当局の承諾がなければ譲渡することができない。

3)債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、当局に対して有する新北九州空港駐車場施設の設計、建設、運営及び維持管理の各業務等、本事業実施に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、当局の承諾がなければ行うことができない。

(5) 当局と選定事業者の責任分担

1)責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正に責任を分担することによって、より質

の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、建設、運営及び維持管理 の責任は原則として選定事業者が負うこととする。ただし、当局が責任を負うべき合 理的な理由がある事項については、当局が責任を負うこととする。

2) 予想される責任と責任分担

当局と選定事業者の責任分担は、原則として「事業契約書(案)」によることとし、 応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度 や具体の内容については、「事業契約書(案)」に示すが、「事業契約書(案)」に示 されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

特に、不可抗力等により事業者の収益に重大な影響が及ぶなど、本事業の継続に支障をきたすような事象が発生した場合、下記の方法を講じることにより本事業を継続することを原則とする。

法令等の変更又は不可抗力に起因して生じた追加費用に相当する額を回収するための期間として、契約期間を延長する。

募集要項等に定める本事業の内容を見直す。ただし、法令等の変更による場合、 駐車料金の上限及び料金体系は見直すことができない。

(6)法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1)法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。なお、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合には、可能な範囲で当局は必要な協力を行う。

2)財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援をうけることができる可能性がある場合には、 当局はこれらの支援を事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

(7)事業者が付保する保険

事業者は、事業契約書(案)別紙8に示す保険を付保するものとする。

(8)本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約 の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

7. 事業実施に関する事項

(1)誠実な業務遂行義務

選定事業者は、提案書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行しなければならない。

(2)事業期間中の事業者と当局の関わり

- 1)本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、当局は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- 2) 当局は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて当局と建設会 社等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、当局と建設会社 等との間で直接連絡調整を行った事項については選定事業者に報告する。
- 3)事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、当局は、事業者に対し資金提供を行う 金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。
- 4)事業者は、本事業を実施するため事業契約書を締結するほか、新北九州空港において駐車場を設置するため、当局から空港管理規則第7条の規定に基づく施設の設置について承認を受けなければならない。
- 5)事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、当局と選定事業者は誠意をもって協議する。

(3)業務内容

1)業務内容

設計、建設、運営及び維持管理の各業務については、事業契約書(案)及び要求水 準書による。

2)業務の委託

選定事業者は1)に示した業務を、あらかじめ当局の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

3)設計・建設上の協議・調整

事業者は、北九州空港において工事を実施中の九州地方整備局、北九州市、北九州 エアターミナル㈱等空港内関係事業者と必要に応じて設計・建設に関する協議・調整 を実施するものとする。

4)空港管理運営関連業務への参画、協力

事業者は、空港保安委員会、「空の日」実行委員会その他空港内事業者として必要な飛行場の管理運営関連業務に参画し、当該業務の遂行に協力するものとする。 事業者は、バリアフリー対策及びエコ・エアポートの推進並びに利用促進協議会活動への参画等の飛行場における施策への協力を行うものとする。

(4) 当局によるモニタリング

当局は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約に規定した要求水準

を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、以下の監視を行うことができる。

なお、運営・維持管理業務について、要求水準を達成していないと認められる場合、 当局は、選定事業者に改善勧告を行う。詳細は、事業契約書(案)を参照のこと。

1)本事業の実施状況の確認

当局は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に確認を行うことができる。また、定期的な確認のほか、当局が必要と認める場合には、随時確認を行うことができる。

基本設計・実施設計時

選定事業者は、基本設計及び実施設計が完了したときは設計図書を当局に提出し、内容の確認を受けるものとする。

工事施工時

当局は、選定事業者に対し、工事の状況について随時報告を求めることができる。 また、選定事業者は、当局が要請したときは、工事施工の状況等について説明を行 わなければならない。ただし、事業者は、当局が工事施工の状況等の説明を要請し たことをもって、本件工事にかかる責任を軽減又は免除されるものではない。

工事完成時

施設が完成したときは、当局に完成検査の結果を報告し、その施設について、所 定の工事施工が行われていることを確認するため、完工確認を受けるものとする。

施設供用開始後

当局は、施設供用開始後、定期的・臨時的に運営・維持管理業務のモニタリングを行う。

2)運営・維持管理期間中の業務水準低下に対する措置

当局は、モニタリングの実施により、施設の運営・維持管理状況について「要求水準書」で定められた要求水準が満たされていないと判断した場合は、改善勧告その他の措置を取るものとする。

3)財務状況等の報告

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務状況等について、決算報告書及び 事業報告書を作成し、毎事業年度経過後3ヵ月以内に北九州空港事務所を経由して当 局に提出する。また、当局は、当該書類を公開することができる。

4)モニタリング費用の負担

モニタリングに要する費用は選定事業者の負担とする。ただし、当局が独自に行う モニタリングに要する費用は、当局が負担する。詳細は、事業計画書(案)を参照の こと。

(5)日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利 子融資、低利子融資)の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することを前提とし て提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、当 局は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うものとする。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うものとする。

8. その他

(1)事業の終了

当局は、本件施設を国の事業の用に供する必要が生じたとき等において、選定事業者に対して 180 日以上前に通知したうえで、本契約を解除することができる。この場合、当局は、選定事業者に対して、当該解除により選定事業者が被った損害額を賠償するものとする。

(2)情報の提供

本件募集要項に定めることのほか、応募の実施に当たって必要な事項が生じた場合に は大阪航空局のホームページに掲載するものとする。

(3)事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして 契約を拒み、ないしは公募等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手 方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年 間、国土交通省が実施する入札、駐車場運営事業者選定等への参加が認められなくなる 場合があることに留意するものとする。

(4)特定事業の選定の取消し

応募者がない場合又は応募者全員の提案内容が要求水準を満たしていない場合、当局は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表するものとする。

9. 提出書類

(1)参加・資格要件審査に係る提出書類

参加・資格要件確認書等については、1 部提出すること。なお、詳細は様式集を参照すること。

各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

参加・資格要件確認書(様式3)

定款又は寄附行為

商業登記簿謄本並びに最近の貸借対照表及び損益計算書 応募に当たっての総会又は役員会の決議書の写し 常勤役員、実務担当者の経歴書及び株主名簿 常勤役員の身分証明書 本事業を行うに当たっての組織等を明示した書類 運営実績(様式4) 運営・維持管理業務に関する資格等確認書(様式5)

(2)提案書類に係る提出書類

提案書類に係る提出書類については以下のとおりである。書類を提出するときには、 及び については1部、 ~ の各提案書については、A 4 ファイルに一括して綴じ、 10 部及び電子データ(CD-R 等)を提出すること。なお、詳細は様式集を参照すること。

提案書類の提出届(様式6)

要求水準書に関する確認書(様式7)

施設整備計画に係る提案書

- ・施設整備計画に係る提案(計画概要)(様式8)
- ・駐車場設置位置(図面)(様式9)
- ・駐車場レイアウト(図面)(様式10) 料金設定に係る提案書
- ・料金設定に係る提案(様式11) 事業計画等に係る提案書
- ・事業の遂行に関する提案(様式12)
- ・営業時間に関する提案(様式13)
- ・清掃作業に関する提案(様式14)
- ・保守点検に関する提案(様式15)
- ・安全管理に関する提案(様式16)
- ・利用者対応に関する提案(様式17)
- ・資金調達明細書(様式18)
- ・施設整備費内訳書(様式19)
- ・運営費・維持管理費内訳書(様式20)
- ・収入に関する説明(様式21)
- ・事業収支計画(様式22)

10.付属資料

資料 1 要求水準書

資料 2 事業者選定基準

資料3 事業契約書(案)

資料4 様式集